


# 大仙市 保育士就労奨励金制度



保育需要に対応する保育士の確保を目的に、市内の保育所等に新たに保育士として勤務する方へ、就労奨励金を交付する制度です。

## 就労奨励金の交付対象者

新規に市内の保育所等に一日6時間以上、一月20日以上勤務する臨時保育士として採用された方です。

## 就労奨励金

一人あたり **10万円**（一人につき1回のみでの交付です）

## 就労奨励金の交付申請手続き

- ①「大仙市保育士就労奨励金交付申請書」に「就労証明書」を添付して、大仙市役所子育て支援課又は各支所市民サービス課へ申請してください。
  - ②書類等を審査し「大仙市保育士就労奨励金交付決定（不決定）通知書」により、申請者に通知します。
- ※奨励金の交付を受けた方が、就労後2年以内に保育所等を離職した場合は、奨励金を返還していただくことがあります。
- ※「交付申請書」は、各社会福祉法人及び大仙市役所子育て支援課・各支所市民サービス課に備えてあります。

「大仙市保育士就労奨励金制度」に関するお問い合わせ

大仙市役所 子育て支援課 (TEL 0187-63-1111 内線129)

